

「うかる！司法書士 解法パターンで学ぶ書式80【第2版】

訂正表
2016年9月2日現在

「うかる！司法書士 解法パターンで学ぶ書式80【第2版】」をお買い上げいただきありがとうございます。弊社では、出版にあたりまして、細心の注意を払って参りましたが、残念ながら訂正箇所がございます。お手持ちの本に訂正箇所を書き込んでお使いいただけますよう、よろしく願いたします。

うかる！司法書士 解法パターンで学ぶ書式80【第2版】 不動産登記法編

該当ページ	箇所	誤	正
40	別紙(事実関係2)	二男C 住所(省略)	二男D 住所(省略)
43	「一般承継証明情報」の解説文の2行目	「Aの死亡の記載がある除籍謄本等及びQの戸籍謄本」	「Bの死亡の記載がある除籍謄本等及びDの戸籍謄本」
72	別紙 遺言書の項目1	1 遺言者は、Bに乙土地…	1 遺言者は、Bに甲土地…
85	「登記原因証明情報」の解説文の2行目	「今回は遺言により…」	「今回は協議により…」
96	登記申請書の添付情報	登記識別情報	登記済証
121	発展知識 添付情報	登記識別情報	登記済証
128	登記申請書 代位原因	平成24年7月3日仮差押命令の…	平成27年7月3日仮差押命令の…
204	判断のポイント 2行目	債権者	債務者
207	別紙 免責的債務引受契約書 第1条 2行目	平成24年2月3日付金銭消費貸借契約…	平成24年2月3日付金銭消費貸借契約…
220	登記申請書の添付情報	登記済証	登記識別情報
300	問2の登記申請書の添付情報	登記済証	登記識別情報
324	登記申請書の添付情報	登記識別情報	登記済証

うかる！司法書士 解法パターンで学ぶ書式80【第2版】 商業登記法編

該当ページ	箇所	誤	正
100	申請書の登記の事由欄 及び 登記すべき事項欄	右の赤字部分を追加 (法務省のホームページの申請書の記載例に従い訂正)	・ 監査役 の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定め廃止 ・平成27年6月28日 監査役 の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定め廃止
135	別紙3 2	新たに社外取締役を選任された 成野五郎	新たに社外取締役を選任された 船山祐三
281	Formの枠内 登記すべき事項	平成27年6月30日設置	平成27年6月28日設置
292	別紙2	別紙2 平成24年6月28日定時株主総会	別紙2 平成27年6月28日定時株主総会
310	申請書の登記すべき事項欄	監査役乙野二郎の下に右の文言を追加	監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定めがある。
318	登記の事由	平成27年6月1日清算人選任	平成27年6月1日清算人及び代表清算人選任
327	Pattern 66 (3) 瑕疵判断 ④4行目	本件では重任(再任)ですので不要となります。	該当部分を削除
補足	「異議述べた債権者を害するおそれがないことを証する書面」について	異議を述べた債権者が1名の場合でも、「異議を述べた債権者を害するおそれがないことを証する書面」には、①異議申述書と②債権者を害するおそれがないことを証する書面(担保を証する登記事項証明書等)の2種類の書面が含まれます。そのため、1名分の「異議を述べた債権者を害するおそれがないことを証する書面」であっても、「2通」と記載とするのが通例です。ただし、この場合の通数の記載は厳密ではなく、常識的に想定できる範囲内での通数の違いを気にする必要はなく、1通と記載しても誤りではありません。	